

閱 覧 用

平 成 3 0 年 3 月 2 2 日

議 事 録

下 郷 町 農 業 委 員 会

下郷町農業委員会 3 月定例総会議事録

- 1 開催日時 平成30年3月22日(木)午後1時30分から2時05分
- 2 開催場所 下郷町役場庁舎 3階 「正庁」
- 3 出席委員(10人) 推進委員(15人)

会 長

11番 渡 部 功

会長職務代理者

8番 星 正 喜

委 員

1番	渡 部 友 之	2番	佐 藤 行 正
3番	佐 藤 輝 男	4番	星 竹 美
5番	星 希	6番	星 兵 吉
7番	星 隆 雄	9番	佐 藤 昭 一
10番	小 山 常 喜		

推 進 委 員	菊 池 照 雄	小 山 敏 喜	渡 部 利 二
	星 幸 一	佐 藤 節 雄	弓 田 孝
	室 井 政 之	星 忠 邦	湯 田 吉 春
	室 井 常 邦	室 井 昭 英	室 井 唯 男
	室 井 勝 雄	星 健 夫	

- 4 欠席委員 4番 星 竹 美
推進委員 星 清 美 遅 参 金 子 政 彦

5 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

7番 星 隆 雄 委員
9番 佐 藤 昭 一 委員

日程第2 議案第5号 農地利用集積計画の決定について

日程第3 議案第6号 農地利用配分計画(案)について

日程第4 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

6 農業委員会事務局職員

- ・ 議案説明のため出席した職員 事務局長 横山 利秋
- ・ 会議の書記 農地管理係長 星 忠孝

議 長 これより、会議を開きます。

本日の出席委員は、十名であります。事務局報告のとおり、定足数に達しておりますので、平成三十年三月定例総会を、開会いたします。

議長 本総会には、三議案、十三件を提案いたしますので、委員各位の慎重なる審議を、お願いいたします。
それでは会務の報告を、おこないます。事務局から報告をさせます。

事務局 （会務の報告）

議長 これで会務の報告を終わります。
日程第一、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。
議事録署名委員は、会議規則第八条の規定により、七番『星隆雄』委員、九番『佐藤昭一』委員の兩名を指名いたします。
兩名には、本定例総会における議事録のご署名をお願いすることといたします。

議長 直ちに、議事に入ります。
日程第二、議案第五号農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。この件につきましては[REDACTED]も申請した事案でありますので、農業委員会法第二十四条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該議案の審議開始から、終了まで退席することとなります。よって[REDACTED]は、関係議案終了後に入室し、着席します。 暫時休議いたします。

（暫時休議）

議長 再開します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

局長 それでは、1ページをお開きください。
議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
平成30年3月1日付30産第86号で、下郷町長 星 學より農用地利用集積計画につき諮問がありましたので、これを審査のうえ適否を決定する。
平成30年3月22日提出 下郷町農業委員会 会長 渡 部 功

下郷町長より平成30年3月1日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。2ページから5ページにのせてございます。3ページをご覧ください。今回の利用権設定は、貸し手が11人、借り手が5人でございます。利用権の設定面積は、賃貸借権設定で田が15筆で13,555㎡、畑が5筆で3,366㎡です。設定期間は9筆が5年で、10,584㎡で11筆が10年で6,337㎡の合計で16,921㎡でございます。次に4ページをご覧ください。今回の利用権設定は、新規が6件、再設定が5件です。借り手が[REDACTED]他4名で、貸し手は[REDACTED]他10名の設定です。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18

条第3項の要件である、

- 1 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、
 - 2 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、
- イ、 耕作又は養畜の事業に供すべき 農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認められること、
- ロ、 耕作又は養畜の事業に必要な、農作業に常時従事すると認められること、
- ハ、 対象農地を効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること、
- 3 対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること、の各要件を満たしております。 以上で説明を終わります。

議長 只今から質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手をねがいます。本案に対し、ご質疑ございませんか！

各委員 異議なし

議長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。議案第五号農用地利用集積計画の決定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案を、原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手を願います。

採決 (全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、議案第五号農用地利用集積計画の決定については、原案を適正と決定されました。[REDACTED]の入室を許可いたします。

暫時休議いたします。

(暫時休議)

議長 再開します。続きまして、日程第三、議案第六号農地利用配分計画(案)について、を議題といたします。この件につきましては、[REDACTED]が申請した事案でありますので、農業委員会法第二十四条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該議案の審議開始から、終了まで退席することとなります。よって[REDACTED]は、関係議案終了後入室し、着席します。暫時休議いたします。

(暫時休議)

議長 再開します。事務局より、議案の朗読と説明を求めます。

局長 それでは、6 ページをお開きください。

議案第6号 農用地利用配分計画(案)について

平成30年3月1日付30産第87号で、下郷町長 星 學より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により下記のとおり意見を述べるものとする。 記

意見の内容 農用地利用配分計画(案)のとおり適当と認める。

平成30年3月22日提出 下郷町農業委員会会長 渡 部 功

下郷町長より平成30年3月1日付けで農用地利用配分計画の意見を求められております。7ページをご覧ください。

制度改正後今回初めての案件で、農用地配分計画(案)の意見を求められております。配分の借受者は、XXXXXXXXXXさん1人で、土地の所在は、落合字ジイゴ坂144番地外1筆の2筆と、字山崎25番地1外2筆の合計で5筆の、いずれも地目が田です。面積は合計で4,432㎡となっております。権利の種類はすべて賃借権で期間は10年です。公告日は平成30年5月22日で始期は平成30年5月23日となります。土地所有者は、XXXXXXXXXXさん1人です。以上の計画は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の要件である 一農用地利用配分計画の内容が、基本方針及び農地中間管理規定に適合するものであること。二 第二項第一号に規定する者が、前条第二項の規定により公表されている者であること。三 第二項第一号に規定する者が、賃借権の設定等を受けた後において、次に掲げる要件の全てを備えることとなること

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

四 規定する者が賃借権の設定等を受けた後において行う、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に 常時従事すると認められない者である場合には、次に掲げる要件の全てを備えること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ロ その者が法人である場合には、その法人の業務執行役員等のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。五 規定する土地ごとに同意が得られていること。の各要件を満たしております。 以上で説明を終わります。

議 長 只今から質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手をねがいます。本案に対し、ご質疑ございませんか。

各 委 員 異議なし。

議 長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。議案第 六号農用地利用配分計画(案)の決定について を採決いたします。

お諮りします。

本案を、原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手を願います。

採 決 (全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第六号農用地利用配分計画の決定については、原案を適当と決定されました。 の入室を許可いたします。暫時休議いたします。

(暫時休議)

議 長 再開します。続きまして、日程第四、議案第七号農地法第五条の規定による、可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

局 長 8ページをお開きください。

議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について
農地法第5条の規定による農地転用が、その当事者より下記のとおり提出がありましたので、意見書を付して県知事に進達するものとする。
平成30年3月22日提出 下郷町農業委員会会長 渡部 功

9ページをご覧ください。本案件は、農地法第5条の申請で、譲受人が さんと譲渡人が さんとの所有権の移転であります。

所在地が大字中妻字柳ノ下9番地3 田1筆の517㎡を、農家住宅及び農業用倉庫建築を目的に計画し、その用地として当該地を取得するため、申請をするものです。申請事由ですが、現在住んでいる農家住宅地は、会津地域と南会津地域を結ぶ会津縦貫南道路湯野上バイパス建設に伴う道路用地として、国に買収されたため、支障移転として新たに農家住宅を新築する計画となり、利便性と最小限の影響を考慮しやむなく申請地を選定し計画するものです。では、県知事に送付する意見書の流れに沿って説明したいと思います。10ページは現況図11ページが位置図となっております。申請地は、中妻地区で、県道高俣田島線沿いに位置しており、 から水門方面に約50m進んだ左側に位置しております。12ページは土地利用計画図で13ページが字限図となっております。

申請地は、農振農用地の区域から除外されており、創設農地はありません。工事計画は、許可の日から着工し、平成30年12月31日までに完了する計画となっております。申請月日は、2月26日で同日農業委員会受付となっております。以上で説明を終わります

議 長 続きまして担当委員より調査結果の説明を求めます。

番号一について中妻地区担当推進委員の『室井唯男』委員にお願いします。

担当委員 （調査結果の説明）

議長 これで調査結果の説明を終わります。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を求めます。

局長 番号1について、説明いたします。

まず、農地の区分と転用目的につきましては、農振農用地の区域外にある農地であり、特定土地改良事業の施行地内にある第1種農地と判断します。

許可要件を順次検討しますと、まず資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については、すべて自己資金で完成させるとのことで、返済可能額であり、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる 権利を有する者の申請に係る、農地の転用行為の妨げとなる権利を有する者の、同意を得ていない場合は許可をしないこととなっていますが、申請地は休耕地であり該当しないと考えます。

許可を受けた後、遅滞なく申請に係る農地を、申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可をしないことになっていますが、完成次第入居を目指しており、該当しないと考えます。

申請に係る事業の施行に関して、行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、事前相談の段階では、許可見込みとのことで、該当しないと考えます。

申請に係る農地と一体として、申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないこととなっていますが、今回施工する土地は全て農地であり、該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないこととなっていますが、本件は農家住宅を建築するもので、住宅と農業用倉庫、駐車場・パイプハウスや浄化槽など、必要最小の面積であり該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす恐れがある場合には許可しないこととなっていますが、本件は県道に隣接する土地であり、汚水については、雑排水合併処理槽を設置し、道路内排水溝に排水する計画で問題はないと考えます。

土地の造成につきましては、隣接地に土砂が流出しないよう、勾配に充分配慮するとのことであり、問題はないものと考えます。

また、申請地は道路に面しているため、集団蚕食（さんしょく）または分断はなく、日照についても支障はありません。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの、事務局説明、現地調査報告、農地法第五条の要件について質問、意見等ございませんか。発言のある方は挙手をねがいます。

7番委員 この申請地は、農業振興地域整備計画の変更で、出たと思うんですけどその土地で間違いはないですか。

局長 昨年の12月に農業振興地域内の除外等で皆さんにご協議をいただきました。その土地で県から許可になりましたので、今回申請するものでございます。

議長 その他にございませんか。

各委員 異議なし

議長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。
議案第七号農地法第五条の規定による許可申請について採決をいたします。 **お諮りします。**
本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

採決 (全員挙手)

議長 全員賛成でございますので議案第七号農地法第五条の規定による許可申請については、原案のとおり、意見を付して、県知事に進達するものと**可決**されました。
以上で、本定例総会に、付議されました議事は、全案終了いたしました。
続きまして、当面の会務予定について事務局より説明をお願いいたします。

局長 (会務の予定)

議長 これで会務の予定の説明を終わります。

2時05分終了時間

上記のとおり会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためにここに署名する。

平成30年3月22日

下郷町農業委員会 議長

委員

委員